

呉市教育委員会会議録  
(令和5年2月20日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
令和5年2月20日定例会

- 1 開催日時 令和5年2月20日(月) 15:00開会  
15:55閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 佐々木元  
委員 小谷眞喜子  
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治  
教育部副部長 森川英司  
教育部副部長 石川直之  
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣  
教育総務課長 宇根徹  
学校教育課長 蒲原尚博  
学校安全課長 伊藤賀世  
中央図書館長 井手口浩昌  
学校施設課主幹 新谷剛弘  
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
  - (1) 会期決定について
  - (2) 前回会議の報告
  - (3) 報告第4号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
  - (4) 教議第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について
  - (5) 教議第8号 臨時代理の承認について(呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定)
  - (6) 報告第5号 令和5年度「呉の学校教育」について
  - (7) 教議第9号 学校運営協議会の設置について
  - (8) 報告第6号 寄附受納について
  - (9) 教議第10号 学校施設の建設計画について
  - (10) 教議第11号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
  - (11) 教議第12号 演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について

- (12) 教議第13号 呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について
- (13) 教議第14号 臨時代理の承認について（令和4年度教育費補正予算）
- (14) 教議第15号 天応学園学校運営協議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和5年1月30日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第13については、予算に係る案件のため非公開、日程第14については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

#### 報告第4号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。本日は、令和4年4月1日から令和5年2月15日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ3,400校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ534校、陽性となった学校関係者は延べ7,005名となっております。また、資料にはございませんが、呉市全体の陽性者数としましては、先々週が374名、先週が328名、児童生徒の陽性者数も先々週の74名が先週は45名であり、減少傾向でございます。学校関係のクラスターは、今年度に入り、先週までで58件、うち9月以降が52件となっております。

次に、2の学校の対応についてでございますが、引き続き、基本的な感染症対策を徹底し、学校行事については、できる限りの感染症対策を講じた上で実施することとしております。

なお、修学旅行の実施についてでございますが、昨年度は新型コロナウイルス感

染症の影響により、特に中学校では今年度に延期するなどの対応をした学校もございましたが、今年度の修学旅行は、小中学校とも全て予定どおり実施することができました。

また、卒業式におけるマスクの取扱いにつきましては、県からの通知を踏まえ、学校には令和5年2月17日に通知しております。内容としましては、児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とするが、マスクの着用を希望する者については着用可とすること、国歌・校歌等の斉唱時はマスクの着用を求めること、保護者についてはマスクを着用すること等について示しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第4号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### 教議第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第7号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 教議第7号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について」御説明します。

議案資料で説明させていただきますので、4ページを御覧ください。

1の改正の趣旨ですが、要保護児童生徒の共済掛金の額について、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容についてですが、要保護児童生徒の共済掛金の額を一人当たり年額20円と定めます。これは、日本スポーツ振興センター法施行令に、共済掛金の額として、義務教育諸学校の児童生徒については920円、要保護児童生徒は40円と定められており、一般の児童生徒の負担割合は半額であるため、要保護児童生徒も同様に、半額の20円としております。

なお、現行の規則では、要保護児童生徒については、共済掛金を徴収しないこととしていたため、額を規定せず、その掛金を市が負担しています。この負担分については、日本スポーツ振興センターから、充当補助として、予算の範囲内で共済掛金の返還を受けていますが、この度、日本スポーツ振興センターから、この返還金を受けるためには、要保護の保護者負担額が規定されている必要があると通知があったことによる整備です。

また、その徴収については、従前どおり、経済的理由により徴収しないこととします。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

4に新旧対照表を載せておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第7号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 これを見た時の率直な意見です。年間20円という小さな金額に違和感があります。日本スポーツ振興センター法の中での40円の半額ということで仕方がないのかなという思いもあります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

<b>教議第8号 臨時代理の承認について(呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定)</b>
--

教 育 長 次に、日程第5の教議第8号「臨時代理の承認について(呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊藤課長 それでは、教議第8号「臨時代理の承認について(呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定)」について御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

議案資料を基に御説明いたしますので、資料7ページを御覧ください。

1の改正の趣旨及び内容についてでございますが、呉市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が調査をする必要があると認める事態についての事実関係を調査し、及びその結果を教育委員会に報告するための附属機関として、呉市いじめ問題等調査委員会を設置し、その庶務を学校安全課が処理することとしています。

しかし、調査委員会の調査及び報告に係る重大事態等に学校安全課が関わっている等の場合にその庶務を学校安全課が行うことは、当該調査及び報告の中立・公正を担保できないおそれがあるため、学校安全課が調査委員会の調査対象となる場合その他調査委員会からの意見に基づき、学校安全課に処理をさせることが適当でないとして教育委員会が判断した場合には、教育委員会が指定する課が調査委員会の庶務を処理することとするものでございます。

2の施行期日は、公布の日からでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第8号「臨時代理の承認について(呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定)」の説明がありましたが、

これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 昨 年、調 査 委 員 会 か ら 指 摘 が あ っ た こ と に よ る 改 正 か と 思 う の で す が、す ぐ に 検 討 し て 改 正 す る こ と は、と て も よ い こ と だ と 思 い ま す。も う 一 つ 調 査 委 員 会 を 常 設 に す る か と い う 提 案 も あ り ま し た が、そ れ も 検 討 し て い た だ い て、そ の 答 え を 教 え て い た だ き た い と 思 い ま す。

伊 藤 課 長 調 査 委 員 会 を 常 設 に す る か ど う か に つ い て は、常 設 に す る こ と で 迅 速 に 対 応 で き る と い う こ と か ら、今 ま で と 変 わ り な く 常 設 機 関 と 考 え て お り ま す。

小 谷 委 員 分 か り ま し た。

教 育 長 ほ か に 御 発 言 は あ り ま せ ん か。

(なしの声)

教 育 長 御 発 言 な し と い う こ と で、そ れ で は、本 件 に つ い て は 原 案 の と お り 承 認 し て よ ろ し い で す か。

(異議なしの声)

教 育 長 御 異 議 な し と い う こ と で、よ っ て 本 件 は 原 案 ど お り 承 認 し ま す。

### 報告第5号 令和5年度「呉の学校教育」について

教 育 長 次 に、日 程 第 6 の 報 告 第 5 号 「令 和 5 年 度 『呉 の 学 校 教 育』 に つ い て」 を 議 題 と し ま す。

事務局の説明を求めます。

蒲 原 課 長 報 告 第 5 号 「令 和 5 年 度 『呉 の 学 校 教 育』 に つ い て」 御 説 明 い た し ま す。

まず、「リーフレット」について御説明いたします。

表紙の左下にあるQRコードを御覧ください。

こちらのQRコードを読み込むと、一昨年度策定された「呉市教育大綱」と昨年度3月に策定した「呉市教育振興基本計画」を見ることができるようになっております。

続いて、開いていただきまして、A3版の「呉の学校教育グランドデザイン」を御覧ください。

右のページの右下辺りの「『広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力』を育成します」の四角囲みについては、内容を変えず、真ん中から右下に移動いたしました。

続いて、リーフレットの裏面を御覧ください。

中段辺りの、「機構及び事務分掌、問い合わせ先」の表記につきまして、一部を変更いたしました。機構については、例えば、総務Gと記載していたものを、総務グループと変更いたしました。

なお、問合せ先については、市外局番を付けさせていただきました。

次に、リーフレットのページ内にあります五つのQRコードについて御説明いたします。

一つ目、リーフレットを全て開いていただきまして、見開きの真ん中辺りにある「令和5年度 3つの重点施策」の左から二つ目「授業改善の推進」の右にありますQRコードを読み込むと、「授業改善の推進」についての詳細な内容を別紙で見ることができるようになっております。

タグに「授業づくり」と書いてあるA3版の資料を御覧ください。こちらが、「授業改善の推進」の別紙でございます。

上段につきましては、全ての教職員で進める授業づくりに向けた「子どもの問いを生かした『考える授業づくり』」について示しております。

昨年度同様、子供に問いを持たせ、その問いを生かして授業を展開することで、子供たちにとって主体的な学びとなるよう、授業改善に取り組んでまいります。

続いて、中段辺りのピンク色の部分を御覧ください。

先ほどの「考える授業づくり」を進める上で大切な、「全ての子どもが『分かる・できる』ための工夫例」として、八つの例を示しております。

続いて、下段辺りの青色の部分を御覧ください。

「考える授業づくり」の基盤となる「生徒指導の実践上の視点」を示しております。

これらの三つの取組を全ての教職員で進めることで、子供の主体的な学びを実現いたします。

二つ目、リーフレットを全て開いていただきまして、先ほどのQRコードの、右下辺りにある「『小中一貫教育』を進める呉の学校」の右にありますQRコードについて御説明いたします。

タグに「特色ある取組」と書いてある資料を御覧ください。

「中学校区の特色ある取組」として、「小中いっしょに呼びかけるいじめ撲滅週間」などの「児童生徒で創る学び」「乗り入れ授業を保護者に公開」などの「小中をつなぐ指導の工夫」として、複数の実践を紹介しています。

続いて、裏面の下段にありますQRコードについて御説明いたします。

三つ目、タグに「呉の主なあゆみ」と書いてある資料を御覧ください。

こちらは、「『歴史とものづくりのまち』呉の主なあゆみ」について示しております。

四つ目、タグに「関係法令」と書いてある資料を御覧ください。

平成19年度から積み上げてきた小中一貫教育を今後も基盤としていく上で知っておくべきこととして、小学校、中学校及び義務教育学校の目的等を盛り込んでおります。

五つ目、タグに「小中一貫教育のあゆみ」と書いてある資料を御覧ください。

平成12年から現在までの「呉市が進める小中一貫教育のあゆみ」について示しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第6の報告第5号「令和5年度『呉の学校教育』について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員      QRコードありがとうございました。QRコードの中身を見させていただいて、感想としては、本当に保護者に読んでいただきたい内容ばかりです。小学校の授業参観などに行くと、「なぜこんな言い方をしているのか。」とか「発表するときどうしてこんな手の上げ方や発表の仕方をするのか。」と思ったりしたこともあります。でも、これを読むと、発表はこういうルールで、こういうためにしている等、この工夫例を見ていると授業などの見方が変わると思いました。個人的には子供が



小学生の授業参観の前に見ておきたかったです。授業作りの部分は教職員に向けたものであると思いますが、工夫例などの部分は保護者の皆さんに見ていただきたいなと思いました。それから、特色ある取組について、中学校区の特色ある取組も、他校での取組を知ることによってPTA活動の視点が変わったり、自分の学校がこんなすばらしい取組をしている等、自校のことや他校のことが参考になり、意識の変化につながるのではないかなと思いました。学校の先生方は転勤などで他の学校を見ることができませんが、保護者は我が子の学校しか見えないので、こういうところをどんどんアピールしていただく内容に仕上げてください、ありがとうございました。

蒲原課長 ホームページに載せるだけではなく、保護者や地域の皆さんに何らかの形でアピールができたかと考えております。

小谷委員 QRコードの活用はとてもよいと思います。「他の学校でこんな事をしているんだ。」とか「こんな事をやってもいいんだ。」などいろいろと参考になるので、アピールして広がっていけばいいなと思いました。

QRコードの読み込みがうまくいかなかったのですが、誰でも簡単にできるのですか。

蒲原課長 事務局の方でもうまくいかなかった箇所があることを確認しました。正式なリーフレットでは間違いなく読み込めるように対応します。

佐々木委員 呉のあゆみや、小中一貫教育のあゆみなど自分で探すには難しいのですが、簡潔にまとめられて、ぱっと見て分かりやすいです。ありがとうございました。御苦労様でした。

教育長 ほかに御発言はありますか。  
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

## 教議第9号 学校運営協議会の設置について

教育長 次に、日程第7の教議第9号「学校運営協議会の設置について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

蒲原課長 教議第9号「学校運営協議会の設置について」御説明いたします。  
議案資料を基に説明いたしますので、10ページを御覧ください。

1の設置の理由についてでございますが、呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）の規定に基づき、呉市立天応学園に学校運営協議会を設置するためでございます。

次に2の名称等を御覧ください。

呉市立天応学園に設置する学校運営協議会の名称を「天応学園学校運営協議会」とします。

3の設置日は、令和5年4月1日としています。

説明は、以上でございます。

教育長 ただいま、事務局から日程第7の教議第9号「学校運営協議会の設置について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

#### 報告第6号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第8の報告第6号「寄附受納について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

森川副部長 それでは、報告第6号「寄附受納について」御説明いたします。  
資料の11ページを御覧ください。

この度、東洋無線株式会社より呉市立警固屋中学校に対し、507,000円相当の物品の寄附申込みがあり、これを受納することとしました。

これは、警固屋中学校の文化祭などで長年使用してきたスーパー創作神楽の道具が、老朽化により破損が著しい状況となっております。

修復を検討しておりましたが、寄附者よりこれを長く継続させたいとの思いから、道具の新調の申出があり、寄附を受けることとしたものです。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第8の報告第6号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### 教議第10号 学校施設の建設計画について

教 育 長 次に、日程第9の教議第10号「学校施設の建設計画について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

森川副部長 それでは、教議第10号「学校施設の建設計画について」御説明します。

本案は、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第2条1項第2号に基づき、学校施設における今後の建設事業について計画するため提出するものです。

資料13ページをお願いします。

本資料は、令和5年度から令和9年度までを事業期間として計画する小学校の改修事業2件及び小中学校の建設事業8件の事業内容及びスケジュール案をお示しするものです。

それでは、事業ごとに御説明いたします。表の一番左側を御覧ください。

小学校改修事業です。1行目の坪内小学校は、耐震化に関わる事業として、校舎1棟の耐震補強工事を行うものです。令和5年度から着工し、令和6年度中に耐震化を完了いたします。

次の2行目の和庄小学校、6行目の広小学校、8行目の両城中学校、9行目の昭和中学校は、「呉市立学校施設長寿命化計画」に基づく新規事業になります。

学校施設は、これまで耐震化を最優先し工事实施してまいりましたが、耐震化

100%のめどが立ちましたので、来年度からは長寿命化に取り組みます。

長寿命化の手法といたしましては、令和5年度に実施する耐力度調査の結果に応じて、建替えや改修を行ってまいります。

なお、耐力度調査とは、文部科学省の国庫補助を受けるために必要な調査で、建物の老朽度を数値化し、その調査結果によって建替えか改修かを判断する調査でございます。

和庄小学校は、長寿命化のために校舎2棟の改修を計画しております。

続きまして、小学校建設事業です。

3行目の横路小学校につきましては、本年2月末に新校舎が完成いたします。

4行目の宮原小学校と5行目の港町小学校につきましては、校舎等の建替えに向けて、令和5年度にそれぞれ仮設校舎を建設いたします。

宮原小学校は、先に既存校舎にある余裕教室の改修工事を行うことで、仮設校舎や、令和7年度完成予定の新校舎の規模を縮小して建設してまいります。

港町小学校は、令和5年度に学校の敷地外に仮設校舎を建設し、令和8年度の新校舎完成に向けて、建替えを行ってまいります。

次の6行目、広小学校につきましては、先に御説明した「呉市立学校施設長寿命化計画」に基づく新規事業になります。

広小学校は、長寿命化のための改修対象の校舎1棟と建替対象の校舎2棟の耐力度調査を行います。

続きまして、中学校建設事業です。

7行目の和庄中学校につきましては、この2月末に新校舎が完成いたします。

8行目の両城中学校は建替対象の校舎、9行目の昭和中学校は長寿命化のための改修対象の校舎、それぞれの耐力度調査を行います。

いずれも先に御説明した「呉市立学校施設長寿命化計画」に基づく新規事業になります。

最後に、10行目の天応学園につきましては、昨年9月に新しい体育館の建設が完了しました。小学校にある旧体育館はこの3月末までに解体撤去が完了いたします。令和5年度は、外構工事完了後、既存校舎の改修工事を行ってまいります。

なお、14ページから23ページに、学校ごとの計画概要をお示しておりますが、時間の関係もございますので、詳細については説明を省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

教 育 長           ただいま、事務局から日程第9の教議第10号「学校施設の建設計画について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員       先日、学校に行く機会がありまして話題に上がったのですが、各教室で何かあったとき、すぐに職員室へ連絡を取る手段がない。3階、4階にインターホン等があれば急な対応ができるのではないかということが1点。もう1点が、中学校も給食が始まりますが、4階などに給食を持って階段で上がるのは大変で、落としたり、こぼしたり、また、子供がけがをして松葉杖などをしたときに階段で上がるのが困難という状況で、エレベーターがあればと思うのですが、この2点を検討していただきたい。

森川副部長       今、委員から提案のありました、インターホンとエレベーターについてですが、

長寿命化計画の中では大きな改修工事をする際に、検討する部分だと思っております。まず、1点目のインターホンにつきましては、阿賀小学校で設置をしております。建築後20年ほどたつてきますと、やはり老朽化により更新が難しくなってきました。現在は、一人1台タブレット端末になり、教職員もタブレット端末を利用しておりますので、このタブレット端末を活用した連絡方法を模索する方が現実的かと考えます。現在、具体的な事例を持ち合わせておりませんが、タブレット端末を活用して連絡を取る方法を検討したいと思います。

また、エレベーター設置につきましては、現在、呉市の小中学校では、1か所エレベーターを設置することによって、渡り廊下などを通じて全ての校舎に行けるなどの整備を進めております。給食が始まったことによってランチボックスを上げるためだけのエレベーターというのは考えておりません。今後バリアフリー化を考えたときには、一つのエレベーターを付けて渡り廊下などで全ての校舎への移動が可能となるような整備を行っていきたくと考えております。

佐々木委員     ありがとうございます。現場の先生方に連絡方法を聞くと、自分のスマホを使って連絡を取っているということだったので、インターホンなりタブレット端末なりで対応できるようにお願いします。

教 育 長     ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長     御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長     御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

<b>教議第11号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について</b>
--

教 育 長     次に、日程第10の教議第11号「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森川副部長     それでは、教議第11号「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規定の一部を改正する告示の制定について」を御説明いたします。

議案資料で御説明しますので、資料の28ページを御覧ください。

まず、本規程について御説明します。

学校は公職選挙法施行令により、個人演説会の会場として定められており、同法第119条第1項の規定により、個人演説会場等の施設の管理者は、照明の設備、演壇、聴衆席等、個人演説会等開催のために必要な設備をしなければならないとされています。

あわせて、同条第2項の規定により、施設の使用に関する定めについて、選挙管理委員会の承認を得た上で、あらかじめこれを公表しなければならないとされているため、告示するものです。

1の改正の趣旨でございますが、この度天応小学校及び天応中学校を天応学園として設置すること及び安浦中学校屋内運動場の建替えに伴い、所要の規定を整備するものです。

2の施設概要には、(1)天応学園(2)安浦中学校の施設の面積、照明、机の数など、新しい施設の内容を記載しております。

3の施行期日でございますが、令和5年4月1日としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第10の教議第11号「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

<b>教議第12号 演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について</b>
---

教 育 長 次に、日程第11の教議第12号「演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第12号「演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について」御説明します。

資料30ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。

義務教育学校についての規定を加えます。また、字句の訂正を行います。

3の施行期日は、令和5年4月1日です。

詳細の改正内容につきましては、29ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第11の教議第12号「演説会の施設の使用に関し候補者並びに議会又は解散請求者が納付し又は支払う費用の額の一部を改正する告示の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

#### 教議第13号 呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第12の教議第13号「呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第13号「呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」御説明します。

資料32ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

市議会に議事説明員として出席しなければならない職員について、所要の規定を整備するものです。

2の改正の内容を御覧ください。

市議会に議事説明員として委任する職員から、教育長を除きます。これは、既に地方自治法におきまして、教育長の出席義務が定められており、この訓令の規定が重複しているためです。

3の施行期日は令達の日です。

詳細の改正内容につきましては、31ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第12の教議第13号「呉市議会の議事説明員の委任に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:48)

#### 教議第14号 臨時代理の承認について（令和4年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(15:52)

**教議第15号 天応学園学校運営協議会委員の委嘱について**

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。  
( 1 5 : 5 5 )

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（令和5年2月20日定例会）